

## 教職員の不祥事防止行動指針

- 1 児童生徒、保護者、市民から、学校教育に対し大きな期待が寄せられていることを自覚し、いつ、どこで、誰に見られても恥じることのない姿勢で職務を遂行する
- 2 事故防止のための通知、チェックリスト等の内容を遵守し、「これくらいは」という気持ちを捨てる
- 3 不祥事を他人ごととせず、「自分は大丈夫か」と繰り返し自らを省みる
- 4 お互いに声をかけ合い、年齢やキャリアの差を越え、誰もが「問題の芽」を指摘し合える風通しのよい職場の雰囲気づくりに努める
- 5 不審なこと、気がかりなことは、そのままにせず、必ず管理職に相談する
- 6 不祥事は、職の信用を傷つけ教育指導を困難にし、自らの職を失うだけでなく、子どもたちや自分の家族を含む周囲の人を傷つけることを強く認識する

(平成25年3月6日)